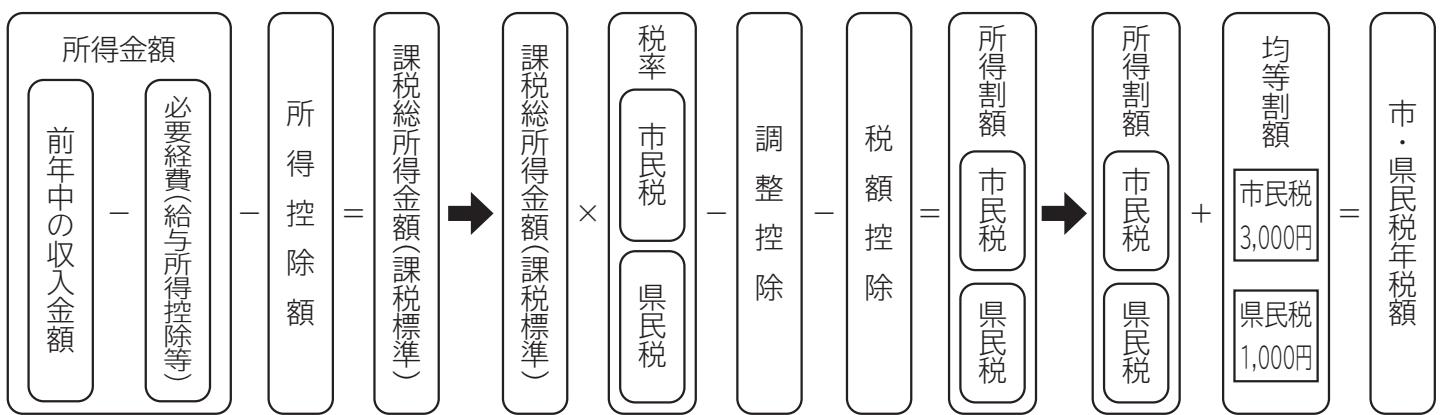


## 市民税・県民税税額計算のしくみ



### ◎税額控除

#### 《調整控除》

合計課税所得金額が200万円以下の方  
次の①と②のいずれか少ない額（市民税3%、県民税2%）に相当する金額

- ①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
- ②合計課税所得金額

合計課税所得金額が200万円超2,500万円以下の方  
次の①の金額から②の金額を控除した額（5万円を下回る場合は5万円）の5%（市民税3%、県民税2%）に相当する金額

- ①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
- ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額

控除の種類	金額	控除の種類	金額
基礎控除	5万円	納稅者本人の所得金額	900万円以下 900万円超 950万円以下 1,000万円以下
障害者控除	普通 1万円 特別 10万円 同居特別 22万円	配偶者控除	一般 5万円 4万円 2万円 老人 10万円 6万円 3万円
寡婦控除	1万円	配偶者控除	48万円超 50万円未満 5万円 4万円 2万円
ひとり親父	1万円	配偶者控除	50万円以上 55万円未満 3万円 2万円 1万円
控除母	5万円	扶養控除	一般 5万円 老人 10万円
勤労学生控除	1万円	扶養控除	特定 18万円 同居老親等 13万円

#### 《住宅借入金等特別税額控除》

平成26年4月から令和7年までに入居し、前年分の所得税において、住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、次の①又は②のいずれか少ない額が市民税・県民税から控除されます。

- ①所得税の住宅借入金等特別控除額のうち、所得税から控除しきれなかった額
- ②下表の控除限度額（表中Aは、所得税の課税総所得金額等です。）

	(1)	(2)
入居した年月	平成26年4月～令和3年12月 (注1)	令和4年1月～令和7年12月 (注2)
控除限度額	A×7% (最高136,500円)	A×5% (最高97,500円)

(注1) 平成26年4月から令和3年の間に入居した方のうち、特定取得または特別特定取得に該当する方に限られます。

(注2) 令和4年中に入居した人のうち、特別特例取得に該当する場合は、(2)の場合の控除限度額と同じになります。

なお、控除の適用には、給与の年末調整による控除の適用、または確定申告が必要となりますので、ご注意ください。

市民税 3/5 県民税 2/5

※令和8年1月1日現在に住所を有する市町村で課税します。  
(別計算となる場合もあります)

#### 《寄附金税額控除》

(別計算となる場合もあります)

次のいずれかに該当する寄附金がある場合には、一定の額が市民税・県民税から控除されます。

- ①都道府県・市町村又は特別区に対する寄附金（ふるさと納税）
- ②千葉県共同募金会、日本赤十字社千葉県支部に対する寄附金
- ③千葉県又は市が条例により指定した団体に対する寄附金

#### 【控除額の計算方法】

- (1) 基本控除額 = ((①+②+③)×1 - 2,000円) × (市民税6%・県民税4%)  
※1 総所得金額の30%が限度となります。
- (2) 特例控除額×2 = ((1 - 2,000円) × (90% - 所得税率×1.021))  
※2 市民税・県民税の所得割額（調整控除後）の20%を限度とします。

- ・申告の内容によっては、特例控除額の計算が異なる場合があります。
- ・ふるさと納税ワントップ特例の申請をされた場合でも、5団体を超える地方団体へふるさと納税した場合は、寄附金受領証明書を添付して確定申告をする必要があります。
- ・ふるさと納税ワントップ特例制度が適用される場合は、所得税及び復興特別所得税における控除額に代えて、申告特例控除額が加算されます。
- ・ふるさと納税ワントップ特例申請後に確定申告をされた場合、ワントップ特例は無効となりますので、必ず寄附金控除を含めて確定申告してください。
- ・令和元年6月1日以降、ふるさと納税に係る総務大臣の指定を受けていない地方団体に対するふるさと納税は、特例控除額の対象外となります。

#### ◎上場株式等に係る配当所得の課税方式について

上場株式等の配当等に係る所得は、申告の際に「総合課税」、「申告分離課税」、「申告不要制度」のいずれかを選択することができます。

#### 【申告分離課税を選択した場合】

- ・配当控除の適用なし
- ・上場株式等の譲渡損失との損益通算ができる

#### 【総合課税を選択した場合】

- ・配当控除の適用あり
- ・上場株式等の譲渡損失との損益通算ができない

※令和6年度課税から、上場株式等の配当所得等などの課税方式が統一されました。所得税で申告不要を選択した場合は、個人住民税でも申告不要となり、所得税で総合課税及び分離課税で申告を行った場合は、個人住民税においても総合課税及び分離課税で申告したことになります。これにより、所得税と市民税・県民税とで異なる課税方式を選択することができなくなりました。

※申告した場合は、扶養控除等の判定に使用する合計所得金額に配当所得の額が含まれます。

#### 《配当控除》

(別計算となる場合もあります)

課税所得	市民税	県民税
1,000万円以下	1.6%	1.2%
1,000万円超え	0.8%	0.6%

#### 《配当割額控除額又は株式等譲渡所得割額控除額》

区分	市民税	県民税
配当割額又は株式等譲渡所得割額	3/5	2/5

#### ◎税率

(別計算となる場合もあります)

区分	市民税	県民税
所得割	6%	4%
均等割	3,000円	1,000円

※上記市民税・県民税の均等割と併せて森林環境税（国税）が一人年額1,000円課税されます。

#### ◎土地建物等の譲渡所得の税率

(別計算となる場合もあります)

区分	市民税	県民税
長期譲渡所得	3%	2%
短期譲渡所得	5.4%	3.6%

## 令和8年度 市民税・県民税 申告説明書 大網白里市

申告書は、あなたの市民税・県民税を正しく算出する基礎資料となるほか、所得・課税証明書などの発行に必要となりますので、令和7年中（令和7年1月1日～令和7年12月31日）の収入・所得と各種控除について提出期限までに申告してください。

### 【申告書の提出期間】令和8年2月16日（月）～令和8年3月16日（月）

#### 申告書を提出していただく方

##### 【令和7年中に所得のあった方】

- ① 令和8年1月1日現在大網白里市に住所があり、令和7年中に営業等・農業・不動産・配当・雑（年金を含む）・一時・譲渡・山林所得のあった方
- ② 給与所得者で次に該当する方
  - (イ) 勤務先から給与支払報告書の提出がなかった方（勤務先で提出の有無をご確認ください）
  - (ロ) 2か所以上から給与の支払いを受けている方
  - (ハ) 給与所得以外に地代・家賃・営業等・農業・利子配当などの所得がある方（給与所得以外の所得が20万円以下の場合は所得税の確定申告をする必要のこととなっていますが、市民税・県民税の申告は必要ですのでご注意ください）
- (二) 令和7年中に退職した方（退職時までの給与収入額の申告が必要です）

##### 【令和7年中に所得のなかった方】

国民健康保険税の算出・軽減の判定、国民年金保険料の免除申請、児童手当、就学援助、公営住宅入居等で必要になりますので必ず申告書を提出してください。

※無収入だった方や、非課税所得（遺族年金・障害年金・失業保険金など）のみで生活していた方は、申告書表面右上「前年中に収入等が」欄の「ない」に〇を付けてください。また、申告書裏面「収入がなかった方等の記入欄」にその理由を記入してください。

※申告をスムーズに行えるよう、申告書に必要事項を記入して申告会場へお越しください。

#### 申告書を提出しなくてもよい方

- ① 勤務先から給与支払報告書が提出されている方で、給与所得以外の所得がない方
- ② 年金支払者から年金支払報告書が提出されている方で、年金以外の所得や所得控除がない方
- ③ 所得税の確定申告書を提出される方

#### 申告時に持参していただきたいもの

- ①申告書 ②源泉徴収票・給与明細書等（給与・年金所得者） ③収入と必要経費が記載されている帳簿・収支内訳明細書等（事業所得者） ④その他収入を証明する書類 ⑤所得控除に必要な書類（医療費控除の明細書、医療保険者の発行する医療費通知、社会保険料などの領収書、国民年金保険料・生命保険料・地震保険料などの控除証明書、障害のわかる各種手帳または認定書など） ⑥マイナンバーカード（個人番号カード）または、通知カードと運転免許証等顔写真付身分証明書
- ※通知カードについては、通知カードに記載された氏名・住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限ります。
- ※扶養親族等のマイナンバー（個人番号）については申告者が確認して記入してください。

#### 所得税の確定申告が必要な方

- ①各種所得金額の合計額が所得控除の合計額を超える方 ②給与収入が2,000万円を超える方 ③給与を2か所以上から受けている方、給与以外の所得が20万円を超える方 ④土地や建物などを譲渡した方

#### 申告相談受付日程表

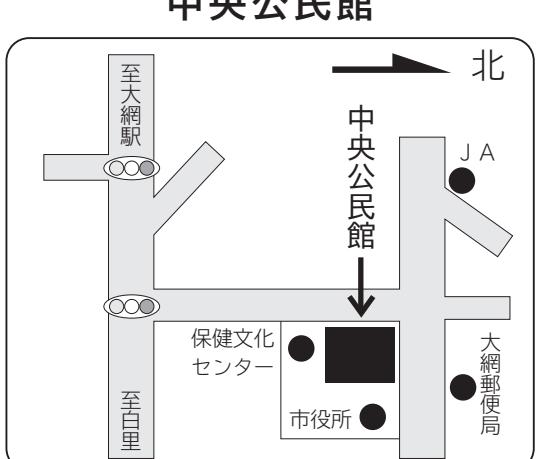
#### 会場 中央公民館 1階 講堂

#### 農村環境改善センター いづみの里

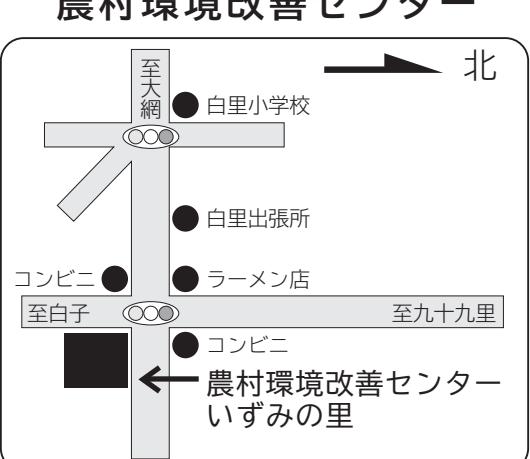
※詳細な日程、時間帯等につきましては、市広報、市ホームページでご確認ください。

※土・日曜日・祝日はお休みです。

#### 中央公民館



#### 農村環境改善センター いづみの里



お問い合わせ 市・県民税に関するご質問: 大網白里市役所 税務課 電話 0475 (70) 0321  
所得税に関するご質問: 東金税務署 電話 0475 (52) 3121

## 1 収入金額等 ~ 2 所得金額

所 得 の 種 類			所 得 金 額 の 計 算 方 法																															
<b>営業等</b> 卸売業・小売業・飲食店業・製造業・建設業・運輸業・サービス業・医師・保険外交員・漁業など農業以外の事業から生ずる所得			総収入金額-必要経費-専従者控除額=所得金額 (農業所得のある方は別紙収支内訳書に、その他の所得がある方は、申告書裏面の「7 事業・不動産所得に関する事項」に記入してください)																															
<b>農業</b> 田・畑・花・果樹・家畜の肥育・酪農品の生産などの事業から生ずる所得																																		
<b>不動産</b> 地代・家賃・土地や家屋の権利金などから生ずる所得																																		
<b>利子</b> 公社債および預貯金の利子(源泉分離課税の対象とならないもの)			収入金額=所得金額																															
<b>配当</b>	<b>株式</b>	株式または出資の配当など																																
	<b>その他</b>	証券投資信託の収益の分配など																																
<b>給与</b>	<b>給与</b>	給料・賃金・俸給・歳費・賞与など																																
	<b>専従者給与</b>	生計を一にする事業者からの給与  事業専従者 生計を一にする15歳以上の親族で、その事業に1年を通じ6か月を超える期間専ら従事した方。  専従者控除額 1. 2いずれか低い金額 1. 配偶者(86万円) その他親族(50万円) 事業所得+不動産所得+山林所得 2. 事業専従者の人数+1 (白色事業専従者の場合)	給与等の収入金額	給与所得の金額																														
<b>年金</b>	<b>年金</b>	厚生年金・国民年金・各種共済年金・恩給など																																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">昭和 36 年 1 月 1 日以前に生まれた人 (65 歳以上)</th> <th colspan="2">昭和 36 年 1 月 2 日以後に生まれた人 (65 歳未満)</th> </tr> <tr> <th>公的年金等の 収入金額</th> <th>公的年金等雑所得の金額</th> <th>公的年金等の 収入金額</th> <th>公的年金等雑所得の金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000万円以下</td> <td>1,000万円超2,000万円以下</td> <td>1,000万円以下</td> <td>1,000万円超2,000万円以下</td> </tr> <tr> <td>~3,299,999円</td> <td>収入金額-1,100,000円</td> <td>収入金額-1,000,000円</td> <td>収入金額-900,000円</td> </tr> <tr> <td>3,300,000円~4,099,999円</td> <td>収入金額×0.75~275,000円</td> <td>収入金額×0.75~175,000円</td> <td>収入金額×0.75~75,000円</td> </tr> <tr> <td>4,100,000円~7,699,999円</td> <td>収入金額×0.85~585,000円</td> <td>収入金額×0.85~385,000円</td> <td>収入金額×0.85~48,000円</td> </tr> <tr> <td>7,700,000円~9,999,999円</td> <td>収入金額×0.95~1,455,000円</td> <td>収入金額×0.95~1,355,000円</td> <td>収入金額×0.95~125,000円</td> </tr> <tr> <td>10,000,000円~</td> <td>収入金額-1,955,000円</td> <td>収入金額-1,855,000円</td> <td>収入金額-1,755,000円</td> </tr> </tbody> </table> ※遺族年金や障害年金は非課税所得になりますので、申告書裏面の「収入がなかった方等の記入欄」に記入してください。 ※給与所得及び公的年金等の合計額が10万円を超える場合、所得金額調整控除の適用があります。	昭和 36 年 1 月 1 日以前に生まれた人 (65 歳以上)		昭和 36 年 1 月 2 日以後に生まれた人 (65 歳未満)		公的年金等の 収入金額	公的年金等雑所得の金額	公的年金等の 収入金額	公的年金等雑所得の金額	1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	~3,299,999円	収入金額-1,100,000円	収入金額-1,000,000円	収入金額-900,000円	3,300,000円~4,099,999円	収入金額×0.75~275,000円	収入金額×0.75~175,000円	収入金額×0.75~75,000円	4,100,000円~7,699,999円	収入金額×0.85~585,000円	収入金額×0.85~385,000円	収入金額×0.85~48,000円	7,700,000円~9,999,999円	収入金額×0.95~1,455,000円	収入金額×0.95~1,355,000円	収入金額×0.95~125,000円	10,000,000円~	収入金額-1,955,000円	収入金額-1,855,000円	収入金額-1,755,000円
昭和 36 年 1 月 1 日以前に生まれた人 (65 歳以上)		昭和 36 年 1 月 2 日以後に生まれた人 (65 歳未満)																																
公的年金等の 収入金額	公的年金等雑所得の金額	公的年金等の 収入金額	公的年金等雑所得の金額																															
1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下																															
~3,299,999円	収入金額-1,100,000円	収入金額-1,000,000円	収入金額-900,000円																															
3,300,000円~4,099,999円	収入金額×0.75~275,000円	収入金額×0.75~175,000円	収入金額×0.75~75,000円																															
4,100,000円~7,699,999円	収入金額×0.85~585,000円	収入金額×0.85~385,000円	収入金額×0.85~48,000円																															
7,700,000円~9,999,999円	収入金額×0.95~1,455,000円	収入金額×0.95~1,355,000円	収入金額×0.95~125,000円																															
10,000,000円~	収入金額-1,955,000円	収入金額-1,855,000円	収入金額-1,755,000円																															
<b>業務</b>	<b>業務</b>	原稿料・講演料・食料品の配達など																																
		総収入金額-必要経費=所得金額  ※申告書裏面の「9 雜所得(公的年金等以外)に関する事項」に記入してください。																																
<b>総合譲渡</b> 車両・船舶・機械・ゴルフ会員権などの譲渡			総収入金額-取得費及び譲渡費用-特別控除額※=所得金額																															
<b>一時</b> 賞金・懸賞当選金・生命保険の一時金など			総収入金額-收入を得るために支出した費用-特別控除額※=所得金額																															
※総合譲渡所得と一時所得の特別控除額は、それぞれ50万円となります。ただし、50万円未満の場合はその金額となります。																																		
<b>3 所得から差し引かれる金額に関する事項 ~ 4 所得から差し引かれる金額(所得控除)</b>																																		
令和7年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者・その他親族について下記に該当する支払い等があれば受けられます。 <b>⑬~⑯、⑰、⑱の控除</b> は、領収書・証明書等がない場合は受けることができません。 (注) ただし、給与所得者で年末調整の際に控除された⑬~⑯については、証明書の添付又は提示の必要はありません。																																		
<b>⑯社会保険料控除</b> 令和7年中に支払った国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、厚生年金保険料、農業者年金保険料、介護保険料または給与から差し引かれた社会保険料の全額(年金から差し引かれている場合は、対象は申告者本人の分に限ります)。国民年金保険料控除証明書等がない場合は控除できません。(注)																																		
<b>⑭小規模企業共済等掛金控除</b> 小規模企業共済法に規定する共済契約に基づく掛金、確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金、地方公共団体が行う心身障害者扶養共済制度の掛金として支払った金額の全額 小規模企業共済等掛金控除額の証明書等がない場合は控除できません。(注)																																		
一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ次の算式により計算した控除額の合計額(限度額70,000円)																																		
<b>⑮生命保険料控除</b>	支 払 金 額	控 除 額																																
	新 契 約	12,000円以下のとき	全 額																															
・介護医療保険料		12,000円超32,000円以下のとき	支払金額の1/2+ 6,000円																															
・平成24年1月1日以後に契約した一般生命保険料及び個人年金保険料		32,000円超56,000円以下のとき	支払金額の1/4+14,000円																															
		56,000円超のとき	28,000円																															
旧 契 約		15,000円以下のとき	全 額																															
・平成23年12月31日以前に契約した一般生命保険料及び個人年金保険料		15,000円超40,000円以下のとき	支払金額の1/2+ 7,500円																															
		40,000円超70,000円以下のとき	支払金額の1/4+17,500円																															
		70,000円超のとき	35,000円																															
一般生命保険料又は個人年金保険料について新契約と旧契約の両方を支払っている場合は、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額が控除できます。(限度額28,000円)																																		
生命保険料控除証明書等がない場合は控除できません。(注)																																		

地震保険料及び日長期損害保険料について、それぞれ次の算式により計算した控除額の合計額(限度額25,000円)																																								
		支 払 金 額	控 除 額																																					
地 震 保 険 料		50,000円以下	支払金額の1/2																																					
旧 長 期 損 害 保 険 料		50,000円超	25,000円																																					
・平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等(保険期間等が10年以上で満期返戻金有)の保険料		5,000円以下	全 額																																					
		5,000円超15,000円以下	支払金額の1/2+ 2,500円																																					
		15,000円超	10,000円																																					
地震保険料控除証明書等がない場合は控除できません。(注)																																								
<b>⑯地震保険料控除</b> 配偶者と離別または死別した後再婚していない方で次の条件に該当する場合に受けられます。 寡婦控除: あなたの前年中の合計所得金額が500万円以下で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと(離別の場合、生計を一にする子以外の扶養親族がいること)。 婚姻歴や性別に関わらず、全てのひとり親が次の条件に該当する場合に受けられます。 ひとり親控除: あなたの前年中の合計所得金額が500万円以下で、生計を一にする子がいる場合で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと。 ※生計を一にする扶養親族及び子の所得は、総所得金額等が58万円以下であること。																																								
<b>⑰寡 婦 控 除</b> 寡婦 26万円																																								
<b>⑱ひとり 親控除</b> ひとり親 30万円																																								
<b>⑲勤 劳 学 生 控 除</b> 26万円																																								
<b>⑳障 害 者 控 除 (要個人番号)</b> 普通 26万円 特別 30万円 同居特別 53万円																																								
<b>㉑配 偶 者 控 除 (要個人番号)</b> 普通 26万円 2019年1月1日以前の合計所得金額が1,000万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者の方が、前年中の合計所得金額が58万円以下の場合は受けられます。なお、老人配偶者とは、年齢が70歳以上(昭和31年1月1日以前生)の方です。																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">あなたの合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>900万円超950万円以下</th> <th>950万円超1,000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者控除 一般</td> <td>330,000円</td> <td>220,000円</td> </tr> <tr> <td>老人</td> <td>380,000円</td> <td>260,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>110,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>130,000円</td> </tr> </tbody> </table>					あなたの合計所得金額			900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	配偶者控除 一般	330,000円	220,000円	老人	380,000円	260,000円			110,000円			130,000円																		
あなたの合計所得金額																																								
900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下																																						
配偶者控除 一般	330,000円	220,000円																																						
老人	380,000円	260,000円																																						
		110,000円																																						
		130,000円																																						
あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者の方が前年中の合計所得金額が58万円超から133万円以下の場合は受けられます。																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">あなたの合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>900万円超950万円以下</th> <th>950万円超1,000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者の合計所得金額 580,001円~1,000,000円</td> <td>330,000円</td> <td>220,000円</td> </tr> <tr> <td>1,000,001円~1,050,000円</td> <td>310,000円</td> <td>210,000円</td> </tr> <tr> <td>1,050,001円~1,100,000円</td> <td>260,000円</td> <td>180,000円</td> </tr> <tr> <td>1,100,001円~1,150,000円</td> <td>210,000円</td> <td>140,000円</td> </tr> <tr> <td>1,150,001円~1,200,000円</td> <td>160,000円</td> <td>110,000円</td> </tr> <tr> <td>1,200,001円~1,250,000円</td> <td>110,000円</td> <td>80,000円</td> </tr> <tr> <td>1,250,001円~1,300,000円</td> <td>60,000円</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>1,300,001円~1,330,000円</td> <td>30,000円</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>1,330,001円~</td> <td></td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>					あなたの合計所得金額			900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	配偶者の合計所得金額 580,001円~1,000,000円	330,000円	220,000円	1,000,001円~1,050,000円	310,000円	210,000円	1,050,001円~1,100,000円	260,000円	180,000円	1,100,001円~1,150,000円	210,000円	140,000円	1,150,001円~1,200,000円	160,000円	110,000円	1,200,001円~1,250,000円	110,000円	80,000円	1,250,001円~1,300,000円	60,000円	40,000円	1,300,001円~1,330,000円	30,000円	20,000円	1,330,001円~		10,000円			なし
あなたの合計所得金額																																								
900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下																																						
配偶者の合計所得金額 580,001円~1,000,000円	330,000円	220,000円																																						
1,000,001円~1,050,000円	310,000円	210,000円																																						
1,050,001円~1,100,000円	260,000円	180,000円																																						
1,100,001円~1,150,000円	210,000円	140,000円																																						
1,150,001円~1,200,000円	160,000円	110,000円																																						
1,200,001円~1,250,000円	110,000円	80,000円																																						
1,250,001円~1,300,000円	60,000円	40,000円																																						
1,300,001円~1,330,000円	30,000円	20,000円																																						
1,330,001円~		10,000円																																						
		なし																																						
<b>㉒配 偶 者 特 别 控 除 (要個人番号)</b> 特定扶養 45万円 老人扶養 38万円 同居老親等 45万円 一般扶養 33万円																																								
<b>㉓扶 養 控 除 (要個人番号)</b> あなたと生計を一にする扶養親族で、前年中の合計所得金額が58万円以下の場合は受けられます。 特定扶養: 年齢が19歳以上23歳未満(平成15年1月2日~平成19年1月1日生まで) 老人扶養: 年齢が70歳以上(昭和31年1月1日以前生) 同居老親等: 上記の老人扶養のうち、あなたまたは配偶者の直系尊属(両親・祖父母など)で、あなたまたは配偶者のいずれかと同居している場合 一般扶養: 上記以外の扶養親族で16歳以上(平成22年1月1日以前生) ※非課税判定等に必要となりますので、16歳未満の扶養親族(平成22年1月2日以後生)欄も記入してください。																																								
<b>㉔特 定 親 族 特 別 控 除 (要個人番号)</b> あなたと生計を一にする年齢が19歳以上23歳未満の扶養親族で、前年中の合計所得金額が58万超~123万円以下の場合は受けられます。																																								
<table border="1																																								